在宅障がい者への各種助成

在宅の身体・知的・精神障がい者の日常生活を手助けするために、次の助 成制度の申請を受け付けます。

福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券

対象市に住民登録があり、次のいずれかに該当する在宅の方

- ●身体障がい者(視覚障がい者、肢体不自由で上肢2級のみを除く身 体障害者手帳1・2級または内部障害の身体障害者手帳1級)
- ●知的障がい者(療育手帳A1·A2または知能指数35以下)
- ●指定難病罹患者または小児慢性特定疾病罹患者
- ●精神障害者保健福祉手帳1・2・3級および自立支援医療受給者証(精 神通院) の両方をお持ちの方
- ※今年度から福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券とタクシー利用券は 統一化されました。

バス回数券

対象市に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級と自立支援医 療受給者証(精神通院)の両方を持つ在宅の方

※福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券の対象者は、いずれか一つの選 択になります。

交付枚数 申請月から令和6年3月までの月数×1冊(1,000円分)

申請方法①本人または代理人が各種手帳または各種受給者証の中から該当

するものと印を持参し直接担当へ

②市LINE公式アカウントから申請(LINE申請受理 後、1週間前後で発送)

理髪券·美容券助成

市LINE公式 アカウント 外出が困難な障がい者が自宅で理容・美容サービスを受 ける場合などの費用の一部を次の通り支給します。

対象市に住民登録があり、身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)および 知的障がい者(療育手帳A1·A2または知能指数35以下)で次のいず れかに該当する在宅の方

①65歳未満で障がいによる寝たきりの方

②令和4年度(令和3年分)の市民税非課税世帯の方

助成內容 ①出張券 (5,700円×4枚) ②助成券 (2,000円×6枚)

申請方法 5月31日 似までに、本人または代理人が身体障害者手帳または療 育手帳、印を持参し直接担当へ

23 障がい福祉課 ☎046(252)7978 FAX 046(252)7043

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種

~自己負担額などが変わります~

令和5年度から高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の自己負担額などが 変わります。

費用①健康保険加入者=自己負担金2,000円②生活保護受給者=無料 該当する方は、接種時に生活保護受給資格証明書または生活保護受給票 の写しを医療機関に提出してください。

※市民税非課税世帯の方の負担金特例はありません。

今年度の接種対象者など

身物健康保険証(生活保護受給の方は生活保護受給資格証明書または生活 保護受給票の写し)

場所市が契約している医療機関(指定医療機関外での接種は全額自己負担。 入院中など、市が認める特別な事情がある方を除く。接種前に市への ご相談と申請が必要です)

対象市に住民登録がある方で次のいずれかに該当する方

- ●65歳以上で下表に該当する生年月日の方
- ●60~64歳で心臓・腎臓・呼吸器機能で身体障害者1級に該当する方

65歳となる方 昭和33年4月2日~昭和34年4月1日生 70歳となる方 昭和28年4月2日~昭和29年4月1日生 75歳となる方 昭和23年4月2日~昭和24年4月1日生 80歳となる方 昭和18年4月2日~昭和19年4月1日生 85歳となる方 昭和13年4月2日~昭和14年4月1日生 90歳となる方 昭和8年4月2日~昭和9年4月1日生	令和5年度定期接種対象者	生年月日
75歳となる方 昭和23年4月2日〜昭和24年4月1日生 80歳となる方 昭和18年4月2日〜昭和19年4月1日生 85歳となる方 昭和13年4月2日〜昭和14年4月1日生 90歳となる方 昭和8年4月2日〜昭和9年4月1日生	65歳となる方	昭和33年4月2日~昭和34年4月1日生
80歳となる方 昭和18年4月2日〜昭和19年4月1日生 85歳となる方 昭和13年4月2日〜昭和14年4月1日生 90歳となる方 昭和8年4月2日〜昭和9年4月1日生	70歳となる方	昭和28年4月2日~昭和29年4月1日生
85歳となる方 昭和13年4月2日~昭和14年4月1日生 90歳となる方 昭和8年4月2日~昭和9年4月1日生	75歳となる方	昭和23年4月2日~昭和24年4月1日生
90歳となる方 昭和8年4月2日~昭和9年4月1日生	80歳となる方	昭和18年4月2日~昭和19年4月1日生
	85歳となる方	昭和13年4月2日~昭和14年4月1日生
のたちょうさ 切和3年4月3日 切和4年4月1日出	90歳となる方	昭和8年4月2日~昭和9年4月1日生
95威となる方	95歳となる方	昭和3年4月2日~昭和4年4月1日生
100歳となる方 大正12年4月1日~大正13年4月1日生	100歳となる方	大正12年4月1日~大正13年4月1日生

※令和6年3月31日までは定期接種の対象者です。未接種の場合、次の定 期接種の対象になるのは5年後の予定です。

高齢者用肺炎球菌の予防接種は、義務ではありません。本人が希望する 場合に限ります。また、過去に1回でも接種した方は制度の対象外です。接 種の必要性や副反応などをよく理解した上で受けてください。詳しくは医 師や担当へご相談ください。

理3健康医療課 ☎046(252)7995 FAX 046(255)3550

心身障害者手当

- 対象4月1日時点で市内に1年以上在住し、施設に入所していない65歳未満 (昭和33年4月2日以降生まれ)の方で、次の要件を全て満たす方
- ●身体障害者手帳1·2級、療育手帳A1·A2または知能指数35以下、精神保 健福祉手帳1級のいずれかを取得している
- 令和5年度(令和4年分)市民税非課税世帯(世帯全員の申告が必要)で 生活保護を受けていない
- 神奈川県在宅重度障害者等手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経 過的福祉手当のいずれも受給していない

手当額年額1万5.000円

申請方法7月31日 同までに本人または代理人が各種障害者手帳(身体障害 者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・知能指数35以下の判 定書)、印、預金通帳を持参し直接担当へ

障がい福祉課 ☎046(252)7978 FAX 046(252)7043

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料 を納める必要があります。20歳到達時(外国籍の方は2~3カ月後)に対 象者へ日本年金機構が案内通知を送付します。

国民年金加入者は、老後を支える「老齢年金」、病気やけがで障がい状態 になった場合の「障害年金」、加入者が亡くなった場合に子や配偶者を支援 する「遺族年金」を受給することができます。

令和5年度国民年金保険料(第1号被保険者) 月額1万6,520円

問合ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(050で始まる電話番号か らは☎03(6630)2525)、厚木年金事務所 ☎046(223)7171 (代表)

保険料の支払いが困難な場合

学生納付特例制度または免除・納付猶予制度を利用し、未納を防ぎ、年金 の受給要件を満たすことができます。詳しくは、問い合わせ先または担当 へお問い合わせください。

学生納付特例制度

学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校などの在学期間中に保 険料の支払いを猶予できます。

対象 20歳以上の学生で本人の所得が一定額以下の方

「手続に必要なもの」基礎年金番号通知書または年金手帳(お持ちの方)、新年度 有効の学生証(コピー可)または在学証明書

免除·納付猶予制度

収入減少や失業などの理由で困難となった保険料の支払いを免除・猶予

対象学生でない方で、本人などの所得が一定額以下の方

【共通事項】

申請方法 20歳到達日以降、年金事務所および市役所に備え付けの申請書に 必要事項を記入し、年金事務所または担当へ提出(郵送可)。な お、申請書は20歳到達時に日本年金機構から送付される書類の中 にも同封されています。

免除・猶予された保険料の追納

年金額を減らさないよう、10年以内の保険料をさかのぼって納付できま す。保険料に加算額が上乗せされる場合があります。詳しくは、担当へお 問い合わせください。

理3保険年金課 ☎046(252)7035 FAX 046(252)7043



